

鳥取市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第13号

鳥取市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
を廃止する規則

鳥取市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成30年鳥取市規則第30号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。